

「ジパング倶楽部」会則の一部変更について

このたび、ジパング倶楽部の会則が変更となりましたので以下のとおりご案内申し上げます。

項目	2024/3/31まで		2024/4/1より
第4条 会員			
1項	この会の会員には、個人会員と夫婦会員があります。	➡	この会の会員には、個人会員と夫婦会員があります。ただし、2024年4月1日より入会申込受付は個人会員のみとし、夫婦会員の入会申込受付は停止いたします。
2項	個人会員とは、男性満65歳、女性満60歳以上の方、夫婦会員とはどちらかが満65歳以上の方で、この会則をご承認の上、所定の手続きをいただいた方をいいます。（ただし、日本在住の方に限ります。）		個人会員とは、満65歳以上の方、夫婦会員とはどちらかが満65歳以上の方で、この会則をご承認の上、所定の手続きをいただいた方をいいます。（ただし、日本在住の方に限ります。）なお、2024年3月末日時点で会員資格が有効な満60歳以上満64歳以下の女性の個人会員および夫婦会員の方で、更新を継続されている方についても、会員として認めます。
4項	会員資格は、ご入会后1年間とし、その有効期限はご入会の月から翌年の同月末日までとします。（更新の場合の会員資格は、更新前の有効期限の翌年の同月末日までです。）		会員資格は、ご入会后1年間とし、その有効期限はご入会の月から翌年の同月末日までとします。（更新の場合の会員資格の有効期限は、更新前の有効期限の翌年の同月末日までです。） なお、夫婦会員のうち、どちらか一人が会員資格を喪失した場合は、お二人とも夫婦会員としての資格を喪失するものとします。
第6条 会員手帳及びJR乗車券購入証			
2項	会員手帳の会員証部分には必ずご本人の顔写真を貼付してください。（所属される事務局によっては、顔写真の貼付を事務局で行う場合がございます。）顔写真は脱帽して上半身が写っている、直近6ヶ月以内に撮影したものとし、ご本人様が確認できるものとしてください。顔写真の貼付がない会員手帳は無効となります。	➡	会員手帳の会員証部分にはご本人の顔写真を貼付してください。（所属される事務局によっては、顔写真の貼付を事務局で行う場合がございます。）顔写真は脱帽して上半身が写っている、直近6ヶ月以内に撮影したものとし、ご本人様が確認できるものとしてください。会員手帳の会員証部分に顔写真の貼付ができない場合は、別途、顔写真付きの公的証明書を提示、携帯することによりその代わりとすることができます。
3項	きっぷをお求めの場合は、必要事項をご記入のうえ、会員手帳をJRの主な駅、駅の旅行センターの窓口又は取扱いしている旅行会社の営業所窓口にご提出ください。この場合、代理の方でもお取扱いいたします。		きっぷをお求めの場合は、必要事項をご記入のうえ、会員手帳をJRの主な駅、駅の旅行センターの窓口又は取扱いしている旅行会社の営業所窓口にご提出ください。この場合、代理の方でもお取扱いいたします。なお、顔写真の貼付がない会員手帳をご利用の場合は、会員手帳とあわせて、顔写真付きの公的証明書もご提示ください。ご提示がない場合、きっぷの購入はできません。
4項	会員手帳で購入された乗車券類を使用される場合には、必ず会員手帳をご携帯ください。会員手帳がなければ乗車券類を使用できません。また、駅もしくは車内で係員から会員手帳、及び、乗車券類の提示を求められた場合は、必ず提示してください。		会員手帳で購入された乗車券類を使用される場合には、必ず会員手帳をご携帯ください。会員手帳がなければ乗車券類を使用できません。なお、顔写真の貼付がない会員手帳をご利用の場合は、会員手帳とあわせて、顔写真付きの公的証明書もご携帯ください。顔写真付きの公的証明書を携帯しない場合、乗車券類は使用できません。また、駅もしくは車内で係員から会員手帳、乗車券類及び会員手帳への顔写真の貼付がない場合はそれに代わる顔写真付きの公的証明書の提示を求められた場合は、必ず提示してください。
第11条 会員情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意			
1項	JR6社（事務局の業務を事業者に委託しているときはその事業者も含みます。）は、会員情報を厳重に管理します。	➡	JR各社（事務局の業務を事業者に委託しているときはその事業者も含みます。）は、会員情報を厳重に管理します。
2項	JR6社は、会員情報を本会則に従い、本倶楽部の運営業務に利用します。運営業務とは、「会員手帳や更新案内の送付、会員誌等の定期刊行物の送付」、「その他、各種ご案内等の送付」、「会員の旅行や親睦を図るためのサービスの提供やご案内の送付（その他、各種ご案内等の送付）」をいいます。		JR各社は、会員情報を本会則に従い、本倶楽部の運営業務に利用します。運営業務とは、「会員手帳や更新案内の送付、会員誌等の定期刊行物の送付」、「その他、各種ご案内等の送付」、「会員の旅行や親睦を図るためのサービスの提供やご案内の送付（その他、各種ご案内等の送付）」をいいます。
3項	JR6社は、会員に対してより良好なサービスを提供するために会員情報のうち特定個人を識別することができない方法により会員情報を統計データとして開示することがあります。		JR各社は、本倶楽部の運営にあたり、会員への連絡を要する場合に限り、会員本人から同意を得たうえで、他のJR各社に会員情報を提供することがあります。
4項	前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。		JR各社は、会員に対してより良好なサービスを提供するために会員情報のうち特定個人を識別することができない方法により会員情報を統計データとして開示することがあります。
5項	JR各社は前4項の内容を含めて個人情報の保護についての指針を定めることがあり、その内容は別途お知らせします。		前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。
6項			JR各社は前5項の内容を含めて個人情報の保護についての指針を定めることがあり、その内容は別途お知らせします。